

大阪府情報公開審査会答申（大公審第271号）

〔 人事委員会資料部分公開決定異議申立事案 〕

（答申日 平成28年10月26日）

第一 審査会の結論

実施機関（大阪府人事委員会）は、本件異議申立てに係る部分公開決定において非公開とした部分のうち、別表「審査会の判断」において「公開すべき」とした部分については公開すべきである。実施機関のその余の判断は妥当である。

第二 異議申立てに至る経過

- 1 平成27年6月3日、異議申立人は、大阪府人事委員会（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（以下「条例」という。）第6条の規定により、次の内容について、行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

平成〇〇年大人委（〇）第〇号事案に係る部分が記載されている、大阪府人事委員会の審議議事録及び委員会への提出資料（ただし、人事委員会ホームページに掲載済のH26年度27回H27. 1. 15より最近のもの。）。

- 2 平成27年6月17日、実施機関は、条例第14条第2項の規定により、本件請求に対応する行政文書（以下「本件対象文書」という。）に記載された情報が膨大であり、その内容を確認し、公開決定等の判断を行うために日数を要するためとして、公開決定等を行う期限を延長し、延長後の期限を平成27年7月2日とする決定を行い、異議申立人に通知した。

- 3 平成27年7月2日、実施機関は、条例第13条第1項の規定により、（1）の本件対象文書について、（2）のとおり、公開しないことと決定した部分を特定して部分公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、公開しない理由を付して、異議申立人に通知した。

（1）本件対象文書

- ア 平成〇〇年〇月〇〇日開催の人事委員会資料の一部
- イ 平成〇〇年〇月〇〇日開催の人事委員会資料の一部

（2）公開しないことと決定した部分及び公開しない理由

ア 人事委員会の検討途中の案

条例第8条第1項第3号に該当する。

本件行政文書は、人事委員会が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる。

イ 人事委員会へ申出者が申出した内容

条例第8条第1項第3号及び同項第4号に該当する。

本件行政文書には、申出者から委員会への申出内容が記載されており、これは人事委員会が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、公にすることにより、特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものと認められる。

また、当該申出内容は、人事委員会が行う争訟、調査研究の事務に関する情報であって、公にすることにより、これらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるものと認められる。

ウ イの申出者の氏名、住所及び印影

条例第9条第1号に該当する。

本件行政文書には、個人の氏名、住所及び印影が記録されており、これらは特定の個人が識別される個人のプライバシーに関する情報であって、一般に他人に知られたいと望むことが正当であると認められる。

- 4 平成27年8月19日、異議申立人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）による改正前の行政不服審査法第6条の規定により、実施機関に対し異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

第三 異議申立ての趣旨

本件決定のうち、第二の3（2）「ア 人事委員会の検討途中の案」に係る非公開部分のすべてについて取り消すとの決定を求める。

なお、第六の2で後述するように、第二の3（2）「イ 人事委員会へ申出者が申出した内容」に係る非公開部分についても、その一部を異議申立ての対象とすることとなった。

第四 異議申立人の主張要旨

異議申立人の主張は、概ね次のとおりである。

1 異議申立書における主張

（1）異議申立ての理由

異議申立てに係る処分は、次の点が違法不当である。

原処分は、第二の3（2）「ア 人事委員会の検討途中の案」が条例第8条第1項第3号に該当するとして、「平成〇〇年〇月〇〇日開催の人事委員会資料の一部、〇〇事案における要求への対応案」の1ページ目の黒塗りされた箇所、及び「平成〇〇年〇月〇〇日開催の人事委員会資料の一部、〇〇事案・申請者からの上申書に対する回答案について」の1～3ページ目の黒塗りされた箇所を非開示としている。

しかし、第1に、この非開示部分に記載された内容は、申請者が求めた審理の公開・傍聴・進行予定の連絡、審理内容の公表、同事案〇〇〇〇年〇〇月大阪地裁判決で明記された審理の法的性格、および大阪府教育委員会（以下「教育委員会」という。）への照会要請についての対応案・回答案作成に至る人事委員会事務局より提案された検討事項であるから、この部分を公にしても、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれはなく、条例第8条第1項第3号に該当するとはいえない。

第2に、上記対応案・回答案の開示部分は、申立人に送付された「大人委第〇〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇〇日付回答」の文面そのままの内容だけであり、要は処分者がすでに伝えたもの以外は明らかにしないという決定である。これは条例制定の趣旨「情報の公開は、府民の府政への信頼を確保し、生活の向上をめざす基礎的な条件であり、民主主義の活性化のた

めに不可欠なものである。府が保有する情報は、本来府民のものであり、これを共有することにより、府民の生活と人権を守り、豊かな地域社会の形成に役立てるべきものであって、府は、その諸活動を府民に説明する責務が全うされるようにすることを求められている。このような精神のもとに、府の保有する情報は公開を原則とし、個人のプライバシーに関する情報は最大限に保護しつつ、行政文書等の公開を求める権利を明らかにし、併せて府が自ら進んで情報の公開を推進することにより、『知る権利』の保障と個人の尊厳の確保に資するとともに、地方自治の健全な発展に寄与する」から全くかけ離れ、憲法の保障する個人の尊重、知る権利を侵害している。

第3に、申立人が処分者・人事委員会を被告として訴えた平成〇〇年大人委（〇）第〇号事案に係る判定に対する取消訴訟である大阪地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇〇号事件の判決（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）が、人事委員会措置要求制度について「（地方公務員法が）職員に対し労働組合法の適用を排除し、団体協約を締結する権利を認めず、また争議行為を禁止し、労働委員会に対する救済申立ての途を閉ざしたことに対応する代償・補完の措置」（判決文〇〇ページ）としての性格を持つことを明記し、代償・補完となるだけの客観性、公正さが求められることを認めた以上、審理そのものの傍聴・公開以前である公式に記録として残されている審理資料まで非開示とすることは、司法の判断をも否定するもので、到底許されない。

よって、本件決定は、条例第8条及び条例制定の趣旨に違反し、ひいては憲法第13条の個人の尊厳、憲法第21条より派生する知る権利を侵害するという理由から違法不当である。

(2) 添付書類（添付省略）

- ア 証拠説明書1
- イ 甲1号証、甲2号証

2 反論書における主張

(1) 反論の趣旨

弁明書には部分公開決定とした正当な根拠が示されておらず、申立て通りに、異議申立てに係る違法・不当な処分（黒塗り部分すべて）を取り消すとの答申を求める。

(2) 反論の理由

ア 弁明書（第五の1）の大部分は措置要求及び異議申立ての経過の記述であり、公開しないとする条例項目の該当性については条文をそのまま抜粋し繰り返したにすぎない。なぜ非公開部分が条例項目に該当するのかの根拠が示されない以上、違法性は変わらない。

(ア) 弁明書（第五の1）「（1）弁明の理由」のうち、アは、「本件行政文書が作成されるまでの経緯について」のみである。

(イ) 「イ 条例第8条第1項第3号の該当性について」も、その大半は、同条第1項第3号の引用、抜粋であり、平成27年7月2日付け部分公開決定通知書の「公開しない理由」部分のそのままの記載にすぎず、弁明の理由とはならない。

異議申立書に示したように、非公開部分に記載された内容は、申立人が求めた審理の公開・傍聴・進行予定の連絡、審理内容の公表、申立人が人事委員会を被告として訴えた平成〇〇年大人委（〇）第〇号事案に係る判定に対する取消訴訟（大阪地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇〇号事件）の判決（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）で明記された審理の法的

性格、および教育委員会への照会要請について、人事委員会事務局より人事委員会に提案された検討事項「対応案」「回答案」である。部分公開を適法と主張するなら、これらの内容公開がなぜ第3号にいう「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するのか、が明らかにされなければならないにもかかわらず、弁明書には述べられていない。

イ 残る主な理由は、「検討・協議をしている途上のものであることから、その精度の点検も十分でないものも含まれている」「判定の審議項目に関連していることから、…異議申立人に無用な誤解を与えかねない」（第五の1（1）イ）である。しかし、第1に上申書の要請に基づく審議は非公開部分も含めた検討を経て〇〇〇〇年〇月〇〇日、〇月〇〇日の人事委員会で終了し、決定された回答がすでに申立人に届いているので、「検討・協議途上」「誤解を与えかねない」を理由としうる余地はない。第2に、事務局担当者の文書起案から所定の決裁を受け人事委員会に公式に提出された文書資料である以上、「検討・協議途上」「誤解を与えかねない」が公開を拒否する理由と認められるのであれば、決定され通知された文書情報以外はあらゆる資料・情報がすべて非公開可能となる。これは、情報公開条例第1条（目的）に定められた「行政文書及び法人文書の公開を求める権利」を否定するに等しく、「府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を高め、府民の福祉の増進に寄与すること」（同第1条）を妨げるものであり、著しく不当である。

ウ 弁明書は、何らの事実や根拠を示すこともなく、「外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、実施機関内部の自由率直な意見交換が不当に妨げられ、公正中立に行われるべき判定に際しても影響を及ぼしかねない」（第五の1（1）イ）とするが、情報公開制度の趣旨にかかわる許しがたい主張である。

（ア）本件異議申立ては、人事委員会審理の公開・傍聴そのものを求めたものではない。措置要求者の判定にかかわる直接の審理内容ではない会議運営手続きの論議についての、しかも、議事録がないとされる中で提出資料の開示を求めたものである。したがって、その内容には実施機関内部（人事委員個人）の意見交換が示されることもなく、資料が公開されることによる判定への影響などありようがない。

（イ）異議申立人は措置要求の当事者である。「外部」とはだれを指すのか。また、人事委員会議事規則に基づいて当事者が上申した内容について当事者自身に対し審理資料を開示することと「外部からの圧力や干渉等の影響を受けること」がどのような因果関係にあるのか。もし、それらの具体的事実、根拠を一切示さないまま影響一般を上げることが非公開理由として認められれば、あらゆる非開示が正当化されかねない。弁明書の主張は、情報公開制度そのものを不当に制約するものである。

（3）異議申立ての補足—人事委員会議事録の不存在及び措置要求審理の不公正さと非民主性

ア 本件情報公開請求、異議申立ての前提として、人事委員会には審理内容を正確に記録した公式の議事録が存在しないという根本的な欠陥がある。

（ア）どのような行政機関であれ、府民・職員に開かれた公正かつ透明性のある民主的な審議の前提として議事録は不可欠である。こうした認識が広く浸透している現在、国や大阪府の諸機関・審議会等が公の機関である以上、個人情報保護審議会がそうであるように、議

題・決定事項にとどまらず、会議提出資料、個々の発言内容を含む議事録を作成し公開することは常識である。

(イ) ところが、部分公開決定で明らかなように、実施機関には公式の議事録が存在しない。あるのは、大阪府ホームページ上に掲載される「人事委員会開催状況（日時・場所・出席者・議事等・会議の概要）」のみである。正確な議事録があり、適切に公開されておれば、今回の公開請求自体、行う必要はなかった。

(ウ) 異議申立人による上記取消訴訟も、判定書を決定した人事委員会の審議経過・内容が全く明らかにされなかったことが重要な理由の一つであった。判定書について「平成〇〇年度第〇〇回人事委員会開催状況（平成〇〇年〇月〇〇日）」（甲3号証）に記された内容は、「第〇号議案 勤務条件に関する措置の要求（平成〇〇年大人委（〇）第〇号事案）に対する判定の件 判定書を決定」「平成〇〇年大人委（〇）第〇号事案」に対する判定の件については、平成〇〇年〇月〇〇日付けで大阪府立学校教員から申請された勤務条件に関する措置の要求の判定について、事務局からの説明の後、慎重に審議を行い議論を尽くし、全員一致で原案どおり決定しました。」のみであった。申立人が求めた判定書決定に至る審理内容や決定の法的根拠は、〇年以上〇〇回に及ぶ弁論と求釈明、裁判所の指示等によって、人事委員会が報告として初めて明らかにしたものであった。

(エ) さらに、申立人による上申書を通じた質問・要請については、「平成〇〇年度第〇〇回人事委員会開催状況（平成〇〇年〇月〇〇日）」（甲4号証）、「平成〇〇年度第〇回人事委員会開催状況（平成〇〇年〇月〇〇日）（甲5号証）では、ともに「議案等」には項目として記載されておらず、「会議の概要」の中に「その他、人事委員会の会議の議事の公開、傍聴等の要求に対する対応について、慎重に議論されました。」とあるのみである。事務局は、申立人に後日送付された「大人委第〇〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇〇日付回答」（甲1号証）、「大人委第〇〇〇〇号 平成〇〇年〇月〇〇日付回答」（甲2号証）が上記両会議において決定されたと述べるが、この議論と回答決定の関連は不明である。

(オ) 以上のように、「人事委員会開催状況」はおよそ公的な議事録の体をなしていない。本来であれば、早急に府民の検証に耐えうる議事録が作成され公開されるべきであるが、現在のところそうした動きはない。

イ 本件措置要求にかかわる人事委員会審理手続きは制度の趣旨から逸脱した不公正かつ非民主的なものである。

(ア) ～ (エ) (略)

(4) 結論

以上のとおり、本件決定は、条例第8条および条例制定趣旨に違反し、地方公務員法に基づく措置要求制度の趣旨に違反し、さらには憲法第13条、憲法第21条より派生する知る権利を侵害するから違法・不当である。申立て通りに、本件異議申立てに係る処分（黒塗り部分すべて）を取り消すとの答申を求める。

(5) 添付書類（添付省略）

ア 証拠説明書2

イ 甲3号証～甲7号証

3 口頭意見陳述における主張（反論書2）

(1) 口頭陳述の要旨

弁明書には部分公開決定とした正当な根拠が示されず、要は、人事委員会がすでに通知し公にした文書情報以外は、資料・情報のすべてを恣意的に非公開とするものです。今回、すでに通知・公開済みであり、かつ公にされても何の問題の無い部分まで一部黒塗りにされている点を補足します。これらもあわせ、本件処分は情報公開条例の「府の保有する情報は公開を原則とする」、またそれが「民主主義の活性化のために不可欠」とする趣旨、および第1条（目的）に定められた「行政文書及び法人文書の公開を求める権利」を根本的に否定する著しく不当なものであると考えます。異議申立て通りに、違法・不当な処分（第二の3（2）「ア 人事委員会の検討途中の案」の黒塗り部分すべて）を取り消すとの答申を求めます。

(2) 本件決定は情報公開制度の趣旨を否定

ア 部分公開された内容のすべては、人事委員会が申立人に送付した「回答」（平成〇〇年〇月〇〇日付け〔甲1号証〕、および平成〇〇年〇月〇〇日付け〔甲2号証〕）の内容だけでそれ以外はことごとく非公開とされました。非公開部分について人事委員会は「条例第8条第1項第3号に該当する」（部分公開決定通知書、弁明書（第五の1（1）イ））としますが、弁明書の大半は同条項の引用、抜粋にすぎず、なぜ、どのように該当するのかの説明は一切されていません。

イ つまるところ、「検討・協議をしている途上のものであることから、その制度の点検も十分でないものも含まれている」「判定の審議項目に関連していることから、…異議申立人に無用な誤解を与えかねない」（第五の1（1）イ）ことを理由とするに尽きます。しかし、「検討・協議途上」「誤解を与えかねない」が公開を拒否する理由と認められれば、決定され通知されて公となった文書情報以外のあらゆる資料・情報が非公開にできることとなります。それは、情報公開を求める府民の権利を奪い、情報公開制度の趣旨を根本から否定するものです。

ウ 今回の異議申立ては、措置要求内容についての直接の審理内容ではなく、審理の公開・傍聴等を巡る委員会審理の進め方という運営ルールについての、しかも、実際に審議された内容そのものではなく、事務局からの提出資料です。こうした提出資料の公開は、どのような意味においても条例第8条第1項第3号「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれがあるもの」とならないことは明らかです。

(3) 本件決定は人事委員会措置要求制度の趣旨をも否定

ア 人事委員会措置要求とは、一般に「（地方公務員法が）職員に対し労働組合法の適用を排除し、団体協約を締結する権利を認めず、また争議行為を禁止し、労働委員会に対する救済申し立ての途を閉ざしたことに対応する代償・補完の措置であり、職員の勤務条件について簡易迅速な審査手続きによる人事委員会または公平委員会の判定を通じて、職員の勤務条件の適正を確保しようとするものである」〔大阪地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇〇号事件判決（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）判決文〕とされ、労働委員会への救済申し立ての代償・補完の措置となるだけの客観性、透明性、公正さが求められます。

イ 人事委員会議事規則には第5条「会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる」とあり、これ以外に公開をめぐる規則はありません。この規則に基づき申立人は上申書を通じて公式に公開を要請し、申立人の求めた開示・傍聴要求等について、人事委員

会は〇〇〇〇年〇月〇〇日、〇月〇〇日の２回にわたって議論したとしていますが（甲４、５号証）。（２）ウで述べたように、今回の異議申立ては、その議論内容ではない事務局からの提出資料に関わる部分である。その資料まで非公開とすることは、当事者のみならずすべての職員から人事委員会審理の一切を秘匿することに等しく、措置要求審理ひいては人事委員会設置そのものの趣旨をも否定するものです。

ウ 本件異議申立ての前提として、人事委員会には審理内容を正確に記録した公式の議事録が存在しない根本的な欠陥があります。人事委員会事務局は、申立人の問合せに大阪府ホームページ上に掲載される「人事委員会開催状況（日時・場所・出席者・議事等・会議の概要）」が「議事録にあたる」と答えています。しかし、本件請求にかかわる「平成〇〇年度第〇〇回人事委員会開催状況（平成〇〇年〇月〇〇日）」（甲４号証）、「平成〇〇年度第〇回人事委員会開催状況（平成〇〇年〇月〇〇日）」（甲５号証）では、ともに「会議の概要」の中に「その他、人事委員会の会議の議事の公開、傍聴等の要求に対する対応について、慎重に議論されました。」とあるのみで、申立人に送付された「回答」（甲１、２号証）とこの議論の関連さえも明らかではありません。正確な議事録があり、適切に公開されておれば、今回の公開請求自体、そもそも行う必要はなかったものです。客観性、透明性、公正さが求められる人事委員会措置要求制度本来の趣旨からも、職員そして府民の検証に耐えうる議事録が作成されるべきですが、そうした動きはありません。情報公開審査会から人事委員会に対して議事録作成を要請されることを求めます。

（４）全く恣意的な非公開部分の存在

ア 部分公開された「■■■事案における要求への対応案」の中で、非公開とされた部分のうち、際立って不可解な個所があります。

それは、「以下のとおり文書回答を行うものとする。（ア）１ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■（１１字分；異議申立人注）について（以下略）、（イ）２ ■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■■（１３字分；異議申立人注）について（以下略）」という部分です。上記墨塗り部分が、それぞれ、（ア）「１ 人事委員会の公開、傍聴」、（イ）「２ 今後の審理の進行予定の連絡」との表記であることは、異議申立人あての平成〇〇年〇月〇〇日付け人事委員会「回答」（甲１号証）内容、及び平成２７年７月２日付けの人事委員会による個人情報開示（甲８号証）で、人事委員会自らが明らかにしています。

イ 「人事委員会議の傍聴要請について ■■■事案における要求への対応案」の中で非公開とされた、（ア）１の項目３行分、（イ）（１）の上から３行分、（ウ）（２）の上から２行分と３行目「…■■■■■■■か否かは…」の前の部分、（エ）３の項目の３行分と４行目「…■■■■■■■かどうかは、」の前の部分も、同じく不可解です。それぞれ、上記と同様に、（ア）は「〇〇〇〇年〇月〇〇日付け上申書２第１「申請者の公開または傍聴要求について審議した人事委員会の当該部分の講義録、審議内容を明らかにし、認めないと決定した理由の根拠法規・条例・規則を示すこと。」について、（イ）は「人事委員会のホームページには、現時点で、申請者の公開または傍聴要求について審議した人事委員会の審議概要等が掲載されておらず、当該部分の講義録、審議内容を明らかにするように求められている点について」、（ウ）は「同上申書第２「申請者の事案部分に限って、人事委員会審理の傍聴を認めること。」についてと「上記１（２）で述べたように、人事委員会の会議を公開する」、（エ）は「〇〇〇〇年〇月〇〇日付け上申書３第２「〇〇〇〇年〇月〇〇日付け追加意見書１、証拠説明書

(1)、甲1～8号証と申請者の求積明を、人事委員会として教育委員会に送付し照会をおこなうこと」について」と「申請者から提出された意見書等を当局に対して送付し、照会を求める」であることはすでに明らかになっています(甲2号証、甲9号証)。すべて個人のプライバシーにかかわるものでもありません。

ウ さらに「**■■■**事案・申請者からの上申書に対する回答案について」の非公開部分のうち、1の1と2は、1が「第1 本事案を審理し判定する人事委員会の公開、または傍聴を認めること。」、2が「第2 今後の審理の進行予定について申請者に連絡すること。」です(甲1号証、甲10号証)。

エ 上記1から3について、第1に、なぜ、すでに明らかになっている部分をあえて改めて非公開とする必要があるのか。第2に、プライバシーにかかわる個人情報でもない、いわば「議題」にあたる部分が、どのような根拠と関連性で条例第8条第1項第3号に該当するとされるのか。以上2点を人事委員会が示していない以上、部分公開決定は全く恣意的に行われたこととなります。

4 再反論書における主張

(1) 再反論の趣旨

再弁明書は、検討途中の案を部分公開決定とした根拠として、新たに大阪府情報公開条例(以下「条例」とする)第8条第1項第4号に該当すると加えたが、失当である。また、再弁明書は、人事委員会がすでに通知し公にした文書情報以外は一切の資料・情報を非公開とするとの主張を繰り返したにすぎない。異議申立て通りに、違法・不当な処分(第二・3(2)「ア 人事委員会の検討途中の案」の黒塗り部分すべて)を取り消すとの答申を求める。

(2) 本件公開拒否は条例第8条第1項第4号には該当しない

ア 人事委員会は、本件公開拒否部分が、条例第8条第1項第4号「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」のうち、「争訟の事務に該当する」とするが全くあてはまらず、主張は失当である。

イ 条例第8条第1項第4号に記された各項目は、文言どおり府の機関が行う、つまり行政機関が自ら執行する事務を列挙しているものである。異議申立人が○○○○○○○○○○○○○○○○○○を求めた措置要求はそもそもこの第4号に該当しない。

ウ しかも、本件公開拒否への異議申立て部分は、申立人が行っている措置要求内容についての審理に関する部分ではなく、審理の公開・傍聴等をはじめ人事委員会審理の進め方という一般的運営ルールに関する部分についての事務局決裁をへた提出資料である。人事委員会は、「①検討途中の案」部分が条例第8条第1項第4号に該当しないと判断していたからこそ、2015年7月2日付け「部分公開決定通知書」では、①についての理由は「第3号に該当する」とし、「②申出者が申出した内容」部分についてのみ「第3号及び第4号に該当する」とした。さらに10月30日付け弁明書では第4号には全く触れなかったのである。

エ 人事委員会は、「争訟の事務に該当する」と強弁するために、何の根拠もなく「今後、異議申立人が人事委員会に対し提訴することも予想される」と決めつける。しかし、行政機関

による処分は必ず「異議申立て」「訴訟提起」できると教示されるものである。教示があることをもって勝手に提訴を「予想」し「争訟」に該当するなど、できるわけがない。仮にそうしたことがまかり通れば、行政機関による処分にかかわるあらゆる情報は「争訟」の「予想」だけで公開を拒否することが可能となる。情報公開制度そのものを否定する暴論である。

オ 公開拒否部分は「府の機関が行う争訟」には該当せず、まして「公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」とはならない。

(3) 公となった文書情報以外のすべてを公開拒否とする決定は不当

ア 部分公開されたのは、個人情報部分を除けば、人事委員会が申立人に送付した「回答」（平成〇〇年〇月〇〇日付け〔甲1号証〕、および平成〇〇年〇月〇〇日付け〔甲2号証〕）の内容だけでそれ以外はことごとく公開しないとされた。

イ 再弁明書は、「検討・協議をしている途上のものであることから、最終的な意思決定文書と一致しないものも含まれている」ことを公開拒否の理由にあげた。これは決定され通知されてすでに公となった文書情報以外はいかなる資料・情報も公開しないと公言するに等しい。情報公開を求める府民の権利を奪い、情報公開条例の趣旨を根本から否定するものである。

(4) 本件公開拒否は人事委員会措置要求制度の趣旨を否定

ア 2016年1月21日付け申立人反論書2で行った主張をあらためて強調する。人事委員会と措置要求制度の根幹にかかわるからである。

イ 措置要求とは、「（地方公務員法が）職員に対し労働組合法の適用を排除し、団体協約を締結する権利を認めず、また争議行為を禁止し、労働委員会に対する救済申し立ての途を閉ざしたことに対応する代償・補完の措置であり、職員の勤務条件について簡易迅速な審査手続きによる人事委員会または公平委員会の判定を通じて、職員の勤務条件の適正を確保しようとするものである」〔大阪地方裁判所平成〇〇年（〇〇）第〇〇〇号事件判決（〇〇〇〇年〇〇月〇〇日）判決文〕とされ、その審理は労働委員会への救済申し立ての代償・補完の措置となるだけの客観性、透明性、公正さが求められる。

ウ 人事委員会議事規則には第5条「会議は、出席委員の過半数の同意によって公開することができる」とあり、これ以外に公開をめぐる規則はない。同規則に基づき申立人は上申書を通じて公式に公開を要請した。申立人の求めた公開・傍聴要求等について、人事委員会は〇〇〇〇年〇月〇〇日、〇月〇〇日の2回にわたって議論したとする（甲4、5号証）。本件異議申立ては、措置要求そのものについての議論ではない事務局からの提出資料に関わる部分に限定されたものである。その資料まで非公開とすることは、当事者のみならず大阪府の職員から人事委員会審理の一切を秘匿することに等しく、措置要求審理ひいては人事委員会設置そのものの趣旨をも否定するものである。

エ 本件異議申立ての前提として、人事委員会には審理内容を正確に記録した公式の議事録が存在しない根本的な欠陥があり。人事委員会事務局は、申立人の問合せに大阪府ホームページ上に掲載される「人事委員会開催状況（日時・場所・出席者・議事等・会議の概要）」が「議事録にあたる」と答えている。しかし、本件請求にかかわる「平成〇〇年度第〇〇回人事委員会開催状況（平成〇〇年〇月〇〇日）」（甲4号証）、「平成〇〇年度第〇回人事委員会開催状況（平成〇〇年〇月〇〇日）」（甲5号証）では、ともに「会議の概要」の中に「その他、人事委員会の会議の議事の公開、傍聴等の要求に対する対応について、慎重に議論さ

れました。」とあるのみで、申立人に送付された「回答」（甲1，2号証）とこの論議の関連は明らかではない。正確な議事録があり、適切に公開されておれば、今回の公開請求自体、行う必要はなかった。客観性、透明性、公正さが求められる人事委員会措置要求審理本来の趣旨に基づき、職員及び府民の検証に耐えうる議事録が作成され公開されるべきである。

オ 上に述べた議事録作成と公開への動きが全くないばかりかホームページ上の「会議の概要」は、2015年8月18日の平成27年度第10回人事委員会を最後に、以降6か月以上も全く更新されていない。情報公開審査会が人事委員会に対して早急に客観的検証に耐えうる議事録作成とその公開を要請されることを強く求める。

(5) 結論

以上の通り、本処分は、条例の趣旨「情報の公開は民主主義の活性化のために不可欠なもので」「府の保有する情報は公開を原則」とすること、及び第1条（目的）に定められた「行政文書及び法人文書の公開を求める権利」を否定し、第8条の規定に違反し、地方公務員法に基づく人事委員会措置要求制度の趣旨に反し、憲法第13条、憲法第21条より派生する知る権利を侵害する違法・不当なものである。申立て通りに、異議申立てに係る処分を取り消すとの答申を求める。

第五 実施機関の主張要旨

実施機関の主張は概ね次のとおりである。

1 弁明書における主張

(1) 弁明の理由

ア 本件行政文書が作成されるまでの経緯について

平成〇〇年〇月〇〇日、大阪府立高校教員であった異議申立人は、「(略)」を要求事項とする、地方公務員法第46条に基づく措置要求（以下「第一措置要求」という。）を行い、平成〇〇年〇月〇〇日、「(略)」を要求事項とする措置要求（以下「第二措置要求」という。）を実施機関に対して行った。

実施機関は、第一措置要求について審査の上、平成〇〇年〇月〇〇日、異議申立人（措置要求者）に対して、「要求事項は、これを認めることはできない。」という判定（以下「本件判定」という。）を行った。

異議申立人は、本判定を不服として、実施機関を被告として、本件判定の取消しを求めての訴訟を大阪地方裁判所に提起した（事件番号平成〇〇年（〇〇）第〇〇〇号。以下「第一審」という。）が、平成〇〇年〇〇月〇〇日、大阪地方裁判所は、原告の請求を棄却する旨の判決を行った。異議申立人は、第一措置要求の（人事委員会）会議の傍聴を求めたのに、認められなかったことをもって手続的違法があり、実施機関が本件判定を導いた審理の手続きや認定・判断の内容に法令に違反し、あるいは考慮した前提事情に重大な事実の誤認があるなどの重大な瑕疵があつて、人事委員会に認められた裁量権の範囲を逸脱していると主張し、第一審において争われたが、原告の主張はいずれも退けられた。

異議申立人は、第一審判決を不服とし、実施機関を被告として、大阪高等裁判所に控訴したが、平成〇〇年〇月〇〇日、大阪高等裁判所は、本件控訴を棄却する旨の判決を行い、判決は確定した。

実施機関が、第一措置要求と同様の趣旨の内容である第二措置要求について審議を進めていたところ、異議申立人は、平成〇〇年〇月〇日、〇年〇月〇〇日及び〇月〇〇日、第二措置要求を審理し判定する実施機関（人事委員会）の会議の公開、又は傍聴を求めることや、教育委員会へ実施機関が照会等を行うことなどを求める書面（以下「上申書」という。）を実施機関に提出した。

これは、第一措置要求と同様の趣旨の内容である第二措置要求が実施機関で審議中であつたところ、異議申立人が、（人事委員会）会議の傍聴を求めたのに、認められなかったことをもって手続き的違法を主張したり、実施機関が考慮した前提事情に重大な事実の誤認があることなど、実施機関が本件判定を導いた審理の経緯や内容について第一審で争点とされた主張と同様のものを求めてきたものである。この上申書について、実施機関がその対応を検討した資料が本件行政文書であり、実施機関の検討途中の案が記載されている部分を条例第8条第1項第3号に該当するとして公開しないこととしたものである。

イ 条例第8条第1項第3号の該当性について

条例第8条第1項第3号は、「府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」に該当する情報については、公開しないことができるものと規定している。

本件行政文書は、上申書に対して実施機関がその対応について意思決定を行うにあたり、実施機関内部における企画、調整、検討、審議などを具体的かつ詳細に記載したものである。

また、その内容についても検討・協議をしている途上のものであることから、その精度の点検も十分でないものも含まれている。

さらに、現在、実施機関において審議中である第二措置要求の審議項目とも、密接に関連していることから、こうした情報を公開することにより、府民に無用な誤解をあたえかねないばかりか、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、実施機関内部の自由率直な意見交換が不当に妨げられ、公正、中立に行われるべき判定に際しても影響を及ぼしかねない。

以上により「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼすおそれ」があることから、条例第8条第1項第3号に該当する。

(2) 結論

以上のとおり、本件処分は、条例に基づき適正に行われたものであり、違法、不当な点はなく、適法かつ妥当なものである。

2 再弁明書における主張

本件行政文書のうち、実施機関の検討途中の案が記載されている部分については、条例第8条第1項第3号に加え第4号に該当するため公開しないこととしたものである。

条例第8条第1項第4号は、「府の機関又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であつて、公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又は

これらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」に該当する情報について規定している。第4号の「争訟」は、訴訟や不服申立てをいうとされている。

措置要求の判定事務は、当局に対して自己の勤務条件に不満をもつ職員から出された措置要求に対し、公正、中立の立場から人事委員会が審査し、その判定結果に基づき、当局に必要な勧告を行うことで、職員の勤務条件の維持改善を図るものである。当該判定は職員が当局に対する不満の解決を求め人事委員会に審査を訴えるものであり、まさしく第4号の「争訟」の事務に該当する。

本件行政文書は、本件第二措置要求が人事委員会の審議において、異議申立人から人事委員会が判定を導く審理における人事委員会委員の意見や発言など、結論に至る過程について、傍聴や公開を求めてきたことに対して検討したものであり、当該判定における一連の過程の情報である。

さらに、本件行政文書の内容については検討・協議をしている途上のものであることから、最終的な意思決定文書と一致しないものも含まれている。

これらを公開することにより、

- ・ 職員や当局に無用な誤解をあたえ、公正、中立な判断を行うことへの期待が損なわれることとなり、職員の勤務条件の維持改善を図る当該判定の実施の目的が達成できなくなる。
- ・ 外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、実施機関内部の自由率直の意見交換が不当に妨げられ、公正、中立の立場から行う当該判定の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすこととなる。

また、当該判定がなされた後、職員は、当該判定に不服があるとき、人事委員会を被告として、大阪地方裁判所にこの決定の取り消しの訴えを提起することができる。今後、異議申立人が人事委員会に対し提訴することも予想される中、第4号の「争訟」の事務に該当する。

検討・協議をしている途上の情報を公開することにより、

- ・ 提訴した場合の争点となることが予想される懸念もあり、裁判審議において異議申立人が誤解をもとに主張されることにより、人事委員会の訴訟遂行の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすこととなる。

以上により「公にすることにより、当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれのあるもの」であることから、条例第8条第1項第4号に該当する。

3 実施機関説明等における主張

(1) 補充説明書

人事委員会には、任命権者と職員との関係における中立機関としての立場に立って、任命権者（当局）と職員との間に紛議が生じたときにはこれを裁定するという司法機関（裁判所）に類似した機能、「準司法的権限」を有するという特徴がある（橋本勇著「新版逐条地方公務員法第3次改訂版」（学陽書房 平成26年1月発行）参照）。「勤務条件に関する措置要求」は、職員が勤務条件に関し当局に対する不満の解消を要求し、かかる要求に対して、人事委員会が上記の「準司法的権限に基づき審査し、判定をするものである。このように措置要求は、当局と職員との間で存在する紛議に対し、人事委員会が裁定・裁断するという性格を有しており、これは「争訟」に該当するものである。

また、措置要求手続の傍聴・公開を求める申立人の主張につき、その当否を委員間で検討し

人委（○）第○号事案）がなされたが、審査において異議申立人が大阪府人事委員会委員長宛て提出した意見書及び再意見書の中で、平成〇〇年大人委（○）第○号事案と同様に、人事委員会審査の傍聴（公開）を求めたものである。

このように、異議申立人は平成〇〇年大人委（○）第○号事案審査につき、傍聴（公開）が認められず公正性を欠く違法な判定であると主張しており、本件平成〇〇年大人委（○）第○号事案審査においても傍聴（公開）を求めてきたことから、傍聴（公開）につき審査において判断せざるを得なくなったものであり、「判定に至る一連の過程の情報」（再弁明書及び平成28年4月21日付大人委第1158号補充説明書）として判定書に記載したものである。

さらに、異議申立人が、平成〇〇年大人委（○）第○号事案及びそれに続く訴訟においても同趣旨の主張を行っていることから、将来訴訟が提起され、会議の公開に関するものを含む本件行政文書が、訴訟における論点、審査の対象となる可能性が極めて高いと考えられる。

イ 情報公開条例第8条第1項第4号事務支障について

アで述べたとおり、公開等を求められている会議は、人事委員会が、司法機関（裁判所）に類似した機能、「準司法的権限」に基づき審査し、判定するものである。裁判所法第75条第2項では、「その評議の経過並びに各裁判官の意見及びその多少の数については、この法律に特別の定がない限り、秘密を守らなければならない」とされている。「評議は、公開しただけでなく、その経過ならびに裁判官の意見の内容およびその多少の数については、関係者は秘密を守ることが要求されているものであるが、これは、合議体の裁判の非個人性、一体性を保障し、また裁判官が当事者に遠慮したり、世評を恐れしたりして、自己の所信の発表を差し控えることのないようにとの配慮からである」（兼子一、竹下守夫著「法律学全集裁判法」有斐閣 昭和53年発行）。

人事委員会では、委員会としての結論に至る過程で様々な観点から自由に議論が重ねられることになる。途中経過の観点や意見を開示することで、関係者に誤解を与えたり委員会が採らなかつた意見があたかも委員会の結論であるかのように捉えられるおそれがあり、結論以外の意見を公にすることにより、人事委員会の裁定・裁断するという性格等が損なわれ、事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。加えて、異議申立人以外からの同種類似の事案の処理に影響を及ぼし、又は及ぼしかねない情報等が開示され、それによって、将来の判定の評議における委員の中立性や率直な意見交換が阻害されることが想定できることから、人事委員会の公平中立な審査に著しい支障を及ぼすおそれのあるものである。

ウ 公開しない理由について

非公開部分を公開しない理由については、ア及びイのとおりである。非公開部分の情報は、個々の部分的な表記が直接的に表す内容に止まらず、どのような観点や内容により人事委員会の審査が行われるかを類推させるものであり、「評議の秘密」として守られるべき内容であると考えている。委員会の結論以外の非公開部分は、正に「判定に至る一連の過程の情報である」ため、非公開とするものである。

第六 審査会の判断

1 条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第1条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念のもとにあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第2条第1項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第8条及び第9条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

2 本件対象文書及び本件異議申立ての対象について

(1) 本件対象文書について

本件対象文書は、第二の3(1)のとおり、平成〇〇年〇月〇〇日開催の人事委員会資料の一部及び平成〇〇年〇月〇〇日開催の人事委員会資料の一部である。

これらは、実施機関が、申出者からの上申書への回答を行うにあたり、人事委員会会議で検討、審議をした資料であり、別表の「文書題名」にあるように、実施機関の対応案及び回答案並びに申出者から提出された上申書により構成されている。

(2) 本件異議申立ての対象について

本件決定における非公開部分及び非公開理由は、別表の「非公開部分」及び「非公開の内容・理由」のとおりである。

異議申立人は、異議申立書において、異議申立ての対象部分を第二の3(2)「ア 人事委員会の検討途中の案」に係る非公開部分としていたが、当審査会においてあらためて異議申立人に確認したところ、次のとおりであった。

(審査会において異議申立人に確認した内容)

本件決定後に実施機関が異議申立人に交付した本件対象文書には、非公開理由が示されておらず、各非公開箇所が、部分公開決定通知書に示された第二の3(2)アからウまでのいずれの理由により非公開とされたのかが判然としなかった。そのため、異議申立書においては、対象を「ア 人事委員会の検討途中の案」に係る部分のみとしていたが、「イ 人事委員会へ申出者が申出した内容」に係る部分も加えるものとする。ただし、「上申書1」、「上申書2」及び「訂正申立書1及び上申書3」は本件異議申立ての対象とはしない。

よって、本件異議申立ての対象は、別表「異議申立ての対象とする部分」のとおりとする。

これにより、実施機関に対し、あらためて弁明を求めたところ、第五の3(2)追加補充説明書の提出があったものである。

3 本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

実施機関は、本件異議申立ての対象の非公開部分について、条例第8条第1項第3号及び同

項第4号に該当すると主張していることから、以下において検討する。

(1) 条例第8条第1項第3号について

府又は国等における意思形成過程は、できる限り公開し、そこに府民の意見を反映するように配慮すべきである。また、府又は国等における意思決定は、情報の収集、調査、企画、調整、内部的な打ち合わせ、関係機関との研究、検討、協議等を繰り返しながら段階的に形成されていくものであるから、府政への府民参加の推進という観点からは、意思形成の段階ごとに公開していくことが望ましい。

しかしながら、意思形成過程情報の中には、行政内部で十分、検討・協議がなされていない情報や精度の点検がなされていない情報などが含まれている場合がある。これらの情報をそのまま公開すると、外部からの圧力や干渉等の影響を受けることなどにより、行政内部の自由率直な意見交換を妨げたり、審議会等における意思決定の中立性を損なう場合があり、また、府民に無用の誤解を与えて混乱を生じさせるなど府民生活に支障を及ぼしたり、特定のものに合理的な理由なく利益を与え、不利益を及ぼす場合もあり得る。

このような事態を防止するため、意思形成過程の情報を公開することの公益性を考慮してもなお、これらの府又は国等における意思形成等に及ぼす支障が看過し得ない程度のものである場合には、これを公開しないことができるとするのが本号の趣旨である。

本号は、

ア 府の機関又は国等の機関が行う調査研究、企画、調整等に関する情報であって、
イ 公にすることにより、次の(ア)から(ウ)までのいずれかの状況が生じる「おそれ」がある場合に限り、公開しないことができる旨定めている。

(ア) 率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれる。

(イ) 府民の正確な理解を妨げることなどにより不当に府民の生活に支障を及ぼす。

(ウ) 特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす。

本号該当性については、公開することによって生じるそれぞれの支障の内容、程度等を具体的かつ客観的に検討して、その「おそれ」の有無を的確に判断しなければならない。

また、「不当」の判断については、当該情報の性質に照らし、公開することによる利益と非公開とすることによる利益とを比較衡量してなされるべきである。

なお、調査研究、企画、調整等に関する情報は、当該調査研究、企画、調整等が終了した後においては、非公開とすべき特段の事情がない限り、原則としてこれを公開するものとされている。

(2) 条例第8条第1項第4号について

府の機関又は国等が行う事務事業に係る情報の中には、当該事務事業の性質、目的等からみて執行前あるいは執行過程で公開することにより、当該事務事業の実施の目的を失い、又はその公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼし、ひいては、府民全体の利益を損なうおそれのあるものがある。

本号は、

ア 府又は国等の機関が行う取締り、監督、立入検査、許可、認可、試験、入札、契約、交渉、
渉外、争訟、調査研究、人事管理、企業経営等の事務に関する情報であって、
イ 公にすることにより、次のいずれかの状況が生じる「おそれ」がある場合に限り、
公開しないことができる旨定めている。

(ア) 当該若しくは同種の事務の目的が達成できなくなる。

(イ) これらの事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす。

本号の「争訟」とは、訴訟及び行政不服審査法等に基づく不服申立てをいい、類似の事務として争訟に発展するおそれのある紛争がある。

また、本号のおそれのあるものに該当して公開しないことができるのは当該情報を公開することによって、「事務の目的が達成できなくなり」、又は「事務の公正かつ適切な執行に著しい支障を及ぼす」程度が名目的なものに止まらず具体的かつ客観的なものであり、また、それらの「おそれ」の程度も単なる確率的な可能性でなく法的保護に値する蓋然性がある場合に限られると解される。

(3) (1) ア及び(2) アの要件について

実施機関の主張のうち、条例第8条第1項第3号に係る(1)アの要件については、本件対象文書が実施機関の行う調整等に関する情報であることから、該当すると認めることができる。

また、同項第4号に係る(2)アの要件について、実施機関は、本件対象文書が「争訟」事務に係るものであることから該当すると主張するが、同号の条文に列挙されている事務はあくまで例示であり、「争訟」事務であるか否かに関わらず、実施機関が行う事務に係る情報であることから、該当すると認めることができる。

以下、同項第3号に係る(1)イ及び同項第4号に係る(2)イの要件に関する該当性について、非公開部分ごとに検討する。

(4) 第二の3(2)「ア 人事委員会の検討途中の案」に係る非公開部分について

実施機関は、本件対象文書のうち、上申書の回答に記載した部分は、本件決定で公開しており、当該非公開部分は、回答には記載されなかった検討途中の案であることから、公開すると、これが実施機関の考えであると誤解をされ、(1)イ及び(2)イに掲げるような状況が生じるおそれがあると主張するので、以下において検討する。

ア 別表「番号3」、「番号11」及び「番号13」の非公開部分

(ア) 条例第8条第1項第3号該当性

当該非公開部分を確認したところ、別表「番号3」の部分には、第二措置要求に係る審理の進行予定の情報提供に関すること及び想定QAが、「番号11」の部分には、人事委員会会議の概要等をホームページに掲載することについての実施機関内部の対応案が、「番号13」の部分には、第二措置要求の審理手続きに関する申出者の要望に対する実施機関の回答の別案及び対応案が、それぞれ記載されていた。

これらの情報は全て、人事委員会会議のホームページ掲載及び審理手続きに関する一般的な考え方や対応方法であり、公開しても、実施機関が主張するような(1)イの状況が生じるおそれがあるものではない。また、実施機関に対し、(1)イのような状況が生じるおそれについての具体的な内容、程度等の提示を求めたが、特段の説明はなかった。

(イ) 条例第8条第1項第4号該当性

当該非公開部分に記載されている内容は(ア)のとおりである。

実施機関は、第二措置要求の判定後に、実施機関に対し訴訟が提起されることが予想され、当該非公開部分の情報が当該訴訟の争点となることを懸念し、公開すると(2)イのような状況が生じるおそれがあると主張する。しかし、(ア)でも述べたように、当該非公開部分の情報は人事委員会会議のホームページ掲載及び審理手続きに関する一般的な

考え方や対応方法であり、実施機関が主張するような状況が生じるおそれの程度が、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。また、実施機関に対し、(2)イのような状況が生じるおそれについての具体的な内容の提示を求めたが、特段の説明はなかった。

イ 別表「番号12」の非公開部分

(ア) 条例第8条第1項第3号該当性

当該非公開部分は、実施機関が、人事委員会会議を公開しないことについて、上申書への対応案や考え方等を検討したものである。当該非公開部分のほとんどが、既に公開されている第一措置要求に係る裁判の判決文からの引用であるところ、実施機関は、「引用の手法に、判決に対する実施機関の解釈が反映されている。」として、公開すると、これが実施機関の考えであるとの誤解をされ、(1)イに掲げるような状況が生じるおそれがあると主張している。しかし、判決文の引用に実施機関の解釈が反映されているとしても、あくまでも解釈にとどまり、これを公開しても、実施機関が主張するような(1)イの状況が生じるおそれがあるものではない。また、実施機関に対し、(1)イのような状況が生じるおそれについての具体的な内容、程度等の提示を求めたが、特段の説明はなかった。

(イ) 条例第8条第1項第4号該当性

当該非公開部分に記載されている内容は(ア)のとおりである。

実施機関は、第二措置要求の判定後に、実施機関に対し訴訟が提起されることが予想され、当該非公開部分の情報が当該訴訟における争点となる懸念があり、公開すると(2)イのような状況が生じるおそれがあると主張する。しかし、(ア)でも述べたように、判決文の引用に実施機関の解釈が反映されているとしても、あくまでも解釈にとどまり、これを公開しても、実施機関が主張するような状況が生じるおそれがあるとは認められない。また、仮になんらかのおそれがあると認められるとしても、その程度について、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。また、実施機関に対し、(2)イのような状況が生じるおそれについての具体的な内容の提示を求めたが、特段の説明はなかった。

(5) 第二の3(2)「イ 人事委員会へ申出者が申出した内容」の非公開部分について

当該非公開部分は、実施機関が上申書の回答案を検討するにあたり、上申書の内容の一部を、検討資料である対象行政文書の項目部分及び本文の一部として記載したものであり、公開すると、(1)イ及び(2)イに掲げるような状況が生じるおそれがあると主張しているのので、以下において検討する。

ア 別表「番号2」、「番号7」及び「番号9」の非公開部分

(ア) 条例第8条第1項第3号該当性

当該非公開部分は、上申書への回答案の検討資料の項目の一部分及び本文の一部分であり、検討資料の本文については、本件決定において全部又は一部が公開されている。当該非公開部分を公開したとしても、既に公開されている本文の情報に含まれていない新たな情報が明らかになることにより、実施機関が主張するような状況が生じるおそれがあるとは認められない。また、実施機関に対し、(1)イに掲げるような状況が生じるおそれについて、具体的な内容、程度等の提示を求めたが、特段の説明はなかった。

(イ) 条例第8条第1項第4号該当性

当該非公開部分に記載されている内容は(ア)のとおりである。

これを公開することで新たな情報が明らかとなり、それによって実施機関が主張するような状況が生じるおそれがあるとは認められない。また、仮になんらかのおそれがあると認められるとしても、その程度について、法的保護に値する蓋然性があるとは認められない。また、実施機関に対し、(2)イに掲げるような状況が生じるおそれについて、具体的な内容の提示を求めたが、特段の説明はなかった。

イ 別表「番号10」の非公開部分

当該非公開部分は、申出者が実施機関に提出した上申書の内容を、上申書に対する回答案の検討資料にそのまま転記したものである。

実施機関は、上申書が情報公開請求により公開されてしまうことが前提となれば、上申書の提出を躊躇する者が出てくるおそれがあり、そうすると、実施機関として、措置要求に係る意見聴取が十分にできず、適正な判断に支障が生じるおそれがあることから(2)イに該当すると主張する。

一般に公開されることが前提となっていない上申書について、情報公開請求により公開し、本人が知り得ないまま第三者へ流通させることは適切でなく、公開が前提になれば提出を躊躇する者が出てくるおそれがあることは理解できる。

本件異議申立てに係る審議においては、実施機関による弁明書及び異議申立人による反論書において、当該上申書を提出した者が異議申立人であることが明らかにされているが、情報公開制度においては、請求者が誰であっても同じ対応を行うものとされるので、請求者自らの情報が記録された行政文書を公開請求した場合でも、他人が公開請求を行った場合と同様に公開又は非公開の判断がなされるものである。

よって、当該非公開部分については、(2)イに該当する。

(6) まとめ

以上のことから、(4)で検討した別表「番号3」、「番号11」、「番号12」及び「番号13」並びに(5)で検討した「番号2」、「番号7」及び「番号9」については、条例第8条第1項第3号及び同項第4号のいずれにも該当せず、公開することが妥当である。

また、(5)で検討した別表「番号10」については、同項第4号に該当することにより非公開とすることが妥当である。なお、同項第4号への該当により非公開となるため、同項第3号に係る(1)イの該当性については判断しない。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、人事委員会の審理手続きや、同委員会の議事録の作成について縷々主張をしているが、本件異議申立ての審査の対象ではない。

5 付言

本件決定における非公開部分に係る非公開理由について、実施機関と異議申立人の間に認識の違いがあることが、本件異議申立ての審議において判明した。実施機関は、異議申立人に対し、非公開部分ごとの非公開理由を口頭により説明したと主張しているが、本件決定の通知書には対象行政文書の具体的な非公開箇所の記載がなく、説明が十分であったとは言い難い。

今後、実施機関にあつては、部分公開決定又は非公開決定を行う場合、決定通知書には非公開部分の特定及び非公開理由について具体的に記載し、請求者に誤解を与えることのないよう努め

られたい。

6 結論

以上のとおりであるから、本件異議申立ては、「第一 審査会の結論」のとおり答申するものである。

(主に調査審議を行った委員の氏名)

小谷 寛子、尾形 健、近藤 亜矢子、長谷川 佳彦

別表

本件対象文書	頁	文書題名	番号	非公開部分	非公開の内容・理由※	異議申立ての対象とする部分	審査会の判断	
平成〇〇年〇月〇〇日開催の人事委員会資料の一部	1	〇〇事案における要求への対応案	1	文書題名の一部	ウ			
			2	項目1表題の一部	イ	対象	公開すべき	
				項目2表題の一部				
	3	項目2本文の一部	想定QA	Qの全部	ア	対象	公開すべき	
			Aの1～4行目及び5行目の一部					
			2 3	(平成〇〇年大人委(〇)第〇号事案)上申書1				4
			5	本文全部	イ			
	平成〇〇年〇月〇〇日開催の人事委員会資料の一部	1	人事委員会議の傍聴要請について 〇〇事案における要求への対応案	6	文書題名の一部	ウ		
				7	項目1表題全部	イ	対象	公開すべき
					項目1(1)、(2)表題全部			
項目2表題全部								
項目2本文の一部								
項目3表題全部								
2 4		〇〇事案・申請者からの上申書に対する回答案について	8	文書題名の一部	ウ			
			9	1の枠内、項目1表題の一部	イ	対象	公開すべき	
				1の枠内、項目2表題の一部				
			10	2及び3の表「項目」欄及び「内容」欄全部	イ	対象	原処分妥当	
			11	2の表「回答案」欄2段目の点線囲み内	ア	対象	公開すべき	
			12	2の表「回答案」欄3段目の8行目以降	ア	対象	公開すべき	
13		3の表「回答案」欄2段目の9行目以降	ア	対象	公開すべき			
5 7		(平成〇〇年大人委(〇)第〇号事案)上申書2	14	申請者の氏名、住所及び印影並びに郵便消印	ウ			
			15	本文全部	イ			
8 9		(平成〇〇年大人委(〇)第〇号事案)訂正申立書1及び上申書3	16	申請者の氏名、住所及び印影並びに郵便消印	ウ			
			17	本文全部	イ			

※非公開の内容・理由(第二の3(2)に対応)

ア：人事委員会の検討途中の案(条例第8条第1項第3号により非公開。再弁明書において同項第4号による非公開をあわせて主張。)

イ：人事委員会へ申出者が申出した内容(条例第8条第1項第3号及び同項第4号により非公開。)

ウ：申出者の氏名、住所及び印影(条例第9条第1号により非公開。)